

## インボイス制度への準備進んでいますか？

令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が始まります。

自社が発行する請求書への対応と、仕入れ先からの請求書に基づく消費税の取扱い及び経理処理に大きく影響しますので、早い段階からの準備が必要となります。

適格請求書等（インボイス）を発行するためには、事前に国税局のインボイス登録センターに対して申請を行い、登録番号をもらう必要があります。

制度開始日である令和5年10月1日から滞りなく適格請求書等（インボイス）を発行できるようにするためには、令和5年3月31日までに登録申請を行っておく必要があります。さらに、制度対応や経理業務の効率化など、システムの変更に合わせた社内での対応が必要となります。

以下のチェックシートは、適格請求書発行事業者の登録を受けるかの判断や、登録を受ける場合の事前準備などの参考としていただくために、基本的な項目をまとめたものです。

## 事前準備の基本項目チェックシート

### 適格請求書発行事業者の登録を受けるかの判断

- ◆ 適格請求書（インボイス）発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です。  
現在免税事業者の方であっても、事業の内容などに応じて、登録を受けるか検討しましょう。



### □ 売上先がインボイスを必要とするか検討しましょう

- 消費者・免税事業者又は簡易課税制度を選択している課税事業者である売上先は、インボイスを必要としません。
- それ以外の課税事業者である売上先は、仕入税額控除のために貴社が交付するインボイスの保存が必要です。  
但し、制度開始から6年間は、売上先は免税事業者からの課税仕入れについて、インボイスの交付を受けなくても、仕入税額の一定割合（80%・50%）を控除できます。（区分記載請求書の保存が必要）
- 売上先の数が少ない場合は、売上先に直接相談し意向を確認することも考えられます。

□ **登録を受けた場合・受けなかった場合について検討しましょう**

○ 登録を受けると、登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても、課税事業者として消費税の申告が必要となります。

※ 簡易課税制度を適用することで、仕入税額の計算や仕入税額控除のための請求書等の管理等に関する事務負担の軽減を図ることができます。

○ 登録を受けた場合、売上先がインボイスを求めたときは、記載事項を満たしたインボイスを交付する必要があります。

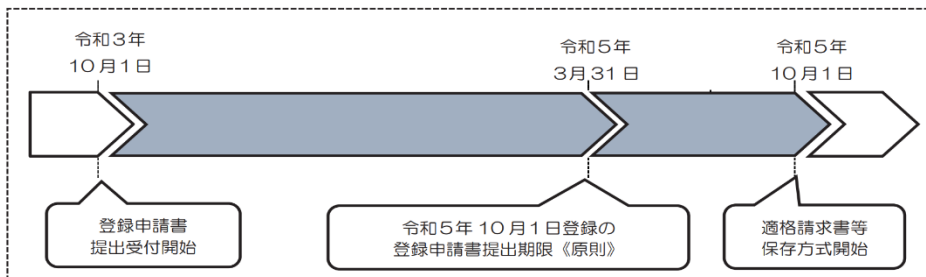
○ 登録を受けない場合、インボイスを交付できませんが、売上先は制度開始から6年間は仕入税額の一定割合（80%・50%）が控除できる経過措置が適用できます。

なお、この期間の終了後は、貴社からの仕入について仕入税額控除ができなくなります。

□ **登録を受ける場合は、登録申請手続きをしましょう**

○ 令和5年10月1日のインボイス制度の開始当初からインボイスを交付する場合は令和5年3月31日までに、登録申請を行う必要があります。

【登録申請手続のスケジュール】



**登録を受ける場合の売手としての事前準備**



□ **取引ごとにどのような書類を交付しているか確認しましょう**

○ 雑収入等も含め、売上先が事業者である取引についてインボイスの交付が求められる取引かどうか確認しましょう。

○ インボイスは、請求書、領収書など名称は問いません。また、電子データでの提供や手書きでの交付も可能です。

○ 都度「納品書」の交付か、月締め「請求書」の交付か、レシート・手書き領収書の交付があるかなど確認しましょう。

□ 交付している書類等につきどう見直せばインボイスとなるか  
検討しましょう

- インボイスは、登録番号、適用税率、消費税額等の記載が必要となります。
- 消費税額に1円未満の端数が生じた場合、「1のインボイスあたり税率ごとに1回」端数処理を行うこととなります。
- 相互に関連する複数の書類（納品書と請求書等）で記載事項を満たすことも可能です。
- 売上先（仕入側）が作成する「仕入明細書」などにより支払を受けている場合、売上先（仕入側）、はこれらの書類により仕入税額控除を適用することもできます。  
この場合、改めて売上先（仕入側）へのインボイスの交付は不要です。
- 何をインボイスにするか、どう交付するか、システム改修等も含めて検討しましょう。

□ 登録を受けた旨（登録番号）、何をインボイスとするか、その  
交付方法について、必要に応じて売上先に伝えて、認識を共有  
しましょう

- 登録を受けた旨や何をインボイスとするか、交付方法等について、貴社と売上先で認識を共有することが円滑な準備を行う上で重要となります。  
貴社も準備を行っている伝えれば、継続的な取引関係のある売上先の安心につながることも考えられます。

□ インボイスの写しの保存方法や売上税額の計算方法を検討し  
ましょう

- 写しの保存は、コピーに限られません。電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。
- 売上税額の計算方法は、割戻し計算と積上げ計算があります。（売上税額を積上げ計算すると仕入税額も積上げ計算が必要です。）

□ 必要に応じて価格の見直しも検討しましょう

- それまで免税事業者だった方は、商品やサービスの価格について消費税を加味して見直しましょう。

## 登録を受ける場合の買手としての事前準備



### □ 簡易課税制度を適用するかを確認しましょう

- 簡易課税制度を適用する場合、仕入税額控除のためにインボイスの保存は不要です（この場合、以下の項目は検討不要）。

### □ 自社の仕入れ・経費についてインボイスが必要な取引か検討しましょう

- 継続的でないような一度きりの取引や少額な取引も原則としてインボイスの保存が仕入税額控除の要件となります。
- 3万円未満の公共交通機関や従業員に支払う日当や出張旅費、通勤手当などインボイスの保存が不要となる特例もあります。

### □ 継続的な取引については、仕入先から受け取る請求書等が記載事項を満たしているか確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう

- 仕入先が適格請求書発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認しましょう。
- 何がインボイスとなるかについて、仕入先との間で認識を統一しておくことが重要です。
- 必要に応じて価格の見直し等を相談しましょう。また、価格の見直し等の相談を受けることもあります。

### □ 受け取った請求書等をどのように保存・管理するか検討しましょう

- 請求書を、登録番号のありなしで区分して管理できるようにすることが重要です。
- 免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置（80%・50%控除）の適用を受けるには、区分記載請求書の保存が必要です。

### □ 帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法を検討しましょう

- 仕入税額の計算方法は、積上げ計算と割戻し計算があります。（売上税額を積上げ計算すると仕入税額も積上げ計算が必要です。）
- インボイスの保存が不要となる特例や免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける場合、その旨の記載が必要です。

## 取引先への登録番号の通知と依頼に関する文書例

取引先に対し、取得した適格請求書発行事業者番号の通知を依頼することを推奨します。また、令和5年10月1日以降、新たに適格請求書発行事業になった（又は免税事業者になった）際も、速やかに連絡してもらうよう依頼することを推奨します。

以下は、取引先への登録番号の通知と依頼に関する文書例です。

20××年××月××日
○○○○○○○○○○御中
会社名 部署
適格請求書発行事業者登録番号のご通知とご依頼について
拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、2023年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方法として、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）の導入が予定され、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。
そこで、弊社の適格請求書発行事業者登録番号をご通知するとともに、貴社の登録番号等について、弊社までご連絡をお願い申し上げます。
何卒ご主旨をご理解賜り、宜しくお願い申し上げます。
敬具
記
1. 弊社登録番号 T××××××××××××××
2. 課税事業者のご確認及び登録番号に関するご依頼 課税事業者の場合、貴社の適格請求書発行事業者登録番号を以下の問合せ先まで、ご連絡願います。 また、課税事業者以外（免税事業者等）の場合は、その旨、ご連絡をお願い致します。 もし、適格請求書発行事業者登録番号の取得が未だの場合は、2023年3月31日までに取得願ひ、2023年5月31日までにご連絡をお願い致します。
3. 問合せ先 部署 氏名 住所 電話番号 メールアドレス
以上

<出典：インボイス制度対応企業間取引の手引き/一般社団法人日本加工食品卸協会>

## 持続化補助金（インボイス枠） インボイスの相談費用も対象

成果物のわかる資料提出必要

### □ 小規模事業者持続化補助金（インボイス枠）

インボイス枠（100万円）は、免税事業者が適格請求書発行事業者への転換に伴う事業環境変化に対応することに対し政策支援をするため、2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、インボイス（適格請求書）発行事業者の登録が確認できた事業者が申請することができます。

### □ 対象となる経費の例

インボイス制度対応のための取引先の維持・拡大に向けた専門家（税理士、公認会計士、中小企業診断士等）への相談費用も対象となります。

※ 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用は対象とはなりません。

### □ 実績報告

実績報告の際に成果物が分かる資料の提出が必要になります。特にインボイス対応のためのコンサルティングを受けた場合、成果物が分かる資料が不足していることが多々ありますので、コンサルティング内容の実施報告書など実施内容が確認できる資料を提出するよう求められています。

### □ 補助金の対象者（小規模事業者であること）

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数20人以下

### □ 申請受付等スケジュール

第11回受付締切分

申請受付締切日 2023年2月20日

事業支援計画書交付の受付締切 2023年2月13日

### □ 小規模事業者持続化補助金 公募要領（全国商工会連合会）

[http://r3.jizokukahojokin.info/doc/r3i\\_koubo.pdf](http://r3.jizokukahojokin.info/doc/r3i_koubo.pdf)

〔引用参考文献〕

- 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の手引き（国税庁）  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022009-090.pdf>
- インボイス制度対応企業間取引の手引き（一般社団法人日本加工食品卸協会）  
[http://nsk.c.ooco.jp/pdf/20220325\\_1.pdf](http://nsk.c.ooco.jp/pdf/20220325_1.pdf)
- 小規模事業者持続化補助金（一般型）（商工会議所）  
<http://r3.jizokukahojokin.info/index.html>

ご相談などございましたら、下記宛メール或いは GTM の担当者にお申し出ください。  
〔担当窓口〕 GTM グループ 会計税務相談室 E-mail gtm@gtmri.co.jp